法　　務

公証人任免

神戸地方法務局所属公証人横山敏夫は願により公証人を免ぜられた。

窪田正彦は公証人に任命され、神戸地方法務局所属公証人横山敏夫の後任を命ぜられた。（以上六月六日）（法務省）

労　　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全日本港湾労働組合日本海地方本部から、夏季一時金の要求に関して、平成22年６月16日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府及び鳥取県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成22年６月14日

厚生労働大臣　長妻　　昭

別表

新潟県　株式会社リンコーコーポレーション、日本海倉庫株式会社、新潟東洋埠頭株式会社、富士運輸株式会社、新光港運株式会社、丸肥運送倉庫株式会社、リンコー運輸株式会社及び直江津海陸運送株式会社

富山県　伏木海陸運送株式会社、株式会社丸共組、伏木貨物株式会社、北陸日本海油送株式会社、富山港湾運送株式会社、富山太平洋物流株式会社、ＦＫＫエンジニアリング株式会社及び日本海産業株式会社

石川県　七尾海陸運送株式会社

福井県　敦賀海陸運輸株式会社

京都府　飯野港運株式会社

鳥取県　境港海陸運送株式会社

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、ＡＮＡグループ乗員組合から、雇用確保等の要求に関して、平成22年６月21日以降、同組合の組合員が従事する全日本空輸株式会社、エアーニッポン株式会社、エアーセントラル株式会社、株式会社エアーニッポンネットワーク及びエアーネクスト株式会社の全職場（北海道、宮城県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、広島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成22年６月14日

厚生労働大臣　長妻　　昭

国 係 試 験

平成22年度秋期情報処理技術者試験

情報処理技術者試験規則（昭和45年通商産業省令第59号）第４条の規定に基づき、平成22年度秋期情報処理技術者試験を実施する期日、場所その他試験の実施に関し必要な事項を次のように定めたので、公示する。

平成22年６月14日

経済産業大臣　直嶋　正行

１　試験を実施する期日　平成22年10月17日（日）

２　試験地

⑴　「３　試験の区分」に掲げられている試験全てを実施する試験地

札幌、帯広、旭川、函館、青森、盛岡、仙台、秋田、山形、郡山、水戸、土浦、宇都宮、前橋、新潟、長岡、埼玉、千葉、柏、東京、長野、甲府、静岡、浜松、豊橋、名古屋、岐阜、四日市、富山、金沢、福井、滋賀、京都、大阪、奈良、神戸、姫路、和歌山、鳥取、松江、岡山、福山、広島、山口、徳島、高松、松山、新居浜、高知、北九州、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇

⑵　ネットワークスペシャリスト試験、情報セキュリティスペシャリスト試験、応用情報技術者試験、基本情報技術者試験及びＩＴパスポート試験を実施する試験地　横浜・川崎

⑶　ネットワークスペシャリスト試験、応用情報技術者試験、基本情報技術者試験及びＩＴパスポート試験を実施する試験地　厚木

⑷　応用情報技術者試験、基本情報技術者試験及びＩＴパスポート試験を実施する試験地　八王子、藤沢

⑸　注意事項

①　試験会場は、指定できないものとする。

②　試験地は周辺の市町村を含む。藤沢試験地は、小田原地区を含む。

③　埼玉、千葉、柏、東京、八王子、横浜・川崎、藤沢、厚木、滋賀、京都、大阪、奈良、神戸、和歌山の各試験地で収容能力を超えた場合には、それぞれ隣接する試験地での受験とする。なお、事前に通知は行わないものとする。

３　試験の区分

ＩＴストラテジスト試験
システムアーキテクト試験
ネットワークスペシャリスト試験
情報セキュリティスペシャリスト試験
ＩＴサービスマネージャ試験
応用情報技術者試験
基本情報技術者試験
ＩＴパスポート試験

４　受験資格　特に限定しない。

５　試験案内書・願書について　試験案内書・願書は、平成22年７月５日（月）から「８　その他⑷」に掲げる各機関において入手することができる。また郵便により請求する場合は郵便番号・宛先を明記した用紙及び200円の返信用切手（２部以上必要な場合は、配布先に問い合わせのこと。）を同封し、平成22年７月26日（月）までに到着するよう送付すること。なお、請求したにもかかわらず届かない場合は、平成22年８月２日（月）までに請求先に問い合わせること。

６　受験願書の受付について

⑴　書面による受験願書の受付

①　提出先　〒113―8663　東京都文京区本駒込２丁目28番８号　文京グリーンコートセンターオフィス15階　独立行政法人情報処理推進機構ＩＴ人材育成本部情報処理技術者試験センター

②　提出方法　郵便局の郵便貯金の窓口から受験料を払い込むとともに受験願書を提出する。

③　受付期間　平成22年７月12日（月）から平成22年８月９日（月）までの期間中に消印のあるものに限り受け付ける。

④　10名以上まとまった場合は、団体として受け付ける。（⑸、⑹参照）

⑵　インターネットによる受験願書の受付（クレジットカードを利用して受験手数料を払い込む方法）

①　提出先　〒113―8663　東京都文京区本駒込２丁目28番８号　文京グリーンコートセンターオフィス15階　独立行政法人情報処理推進機構ＩＴ人材育成本部情報処理技術者試験センター（ホームページアドレス http://www.jitec.ipa.go.jp/）

②　提出方法　独立行政法人情報処理推進機構ＩＴ人材育成本部情報処理技術者試験センターの指定するクレジットカードを利用して受験手数料を払い込むとともに独立行政法人情報処理推進機構ＩＴ人材育成本部情報処理技術者試験センターの指定する電子情報処理組織が管理する電子計算機に受験願書に必要な事項を入力し送信することにより提出する。

③　受付期間　ＩＴストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、ネットワークスペシャリスト試験、情報セキュリティスペシャリスト試験、ＩＴサービスマネージャ試験及び応用情報技術者試験は平成22年７月12日（月）午前10時から平成22年８月17日（火）午後８時まで、基本情報技術者試験及びＩＴパスポート試験は平成22年７月12日（月）午前10時から平成22年８月18日（水）午後８時までの期間中に独立行政法人情報処理推進機構ＩＴ人材育成本部情報処理技術者試験センターの指定する電子情報処理組織が管理する電子計算機に受験願書に必要な項目が到着したことを確認できたときとする。

⑶　インターネットによる受験願書の受付（コンビニエンスストアを利用して受験手数料を払い込む方法）

①　提出先　〒113―8663　東京都文京区本駒込２丁目28番８号　文京グリーンコートセンターオフィス15階　独立行政法人情報処理推進機構ＩＴ人材育成本部情報処理技術者試験センター（ホームページアドレス http://www.jitec.ipa.go.jp/）